

週報みえぎよれん

★浜に身近な話題をお届けする関係者向けミニ情報誌★

編集・発行

JF 三重漁連指導部

TEL:059-228-1205

FAX:059-225-4511

本紙は三重漁連ホームページ (<http://www.miegyoren.or.jp/>) での閲覧を推奨します (PDF ファイル)。

ALPS 処理水の処分方法に対する JF 全漁連会長 声明 (8月24日)

4月、政府は東京電力福島第1原子力発電所の敷地内にたまる処理水の処分方法について海洋放出とする方針を決めた。これに対し断固反対を表明する全国漁業協同組合連合会、岸宏代表理事会長は8月24日、新たに以下の声明を公開した。(以下声明本文)

本年4月、我々は、菅義偉内閣総理大臣に対し、漁業者・国民の理解を得られないALPS処理水の海洋放出には、JFグループとして断固反対であることを申し入れ、慎重な判断を強く求めたにもかかわらず、国は海洋放出の方針を決定した。

このことに対し、JFグループは直ちに断固反対であることはいさかも変わるものではないことを表明するとともに、漁業者の不安を払拭するため、5項目の申し入れを行ったところである。

このような中、本日、政府は関係閣僚等会議において、ALPS処理水の処分に伴う当面の対策を取りまとめたが、漁業者の不安払拭のための申し入れに対しては未だ具体的な回答はない。

全国の漁業者は、ALPS処理水の海洋放出に断固反対であることをあらためて表明するとともに、我々の申し入れに対し、国が明確に回答することを引き続き求めるものである。

2021年8月24日

全国漁業協同組合連合会
代表理事会長 岸 宏

「^{うま}美し真鯛キャンペーン」開始 — 実施期間 9月1日～30日 —

新型コロナウイルス感染拡大による消費低迷に対し、県産真鯛の消費維持・拡大、販売促進を図るため「三重県美し真鯛キャンペーン」が始まります。東海地区、関東を中心とする量販店にて、特設コーナー等を設けPR販売等を行う予定です。キャンペーン商品にはQRコードがあり、アクセスすると、真鯛を使ったレシピなど役立つ情報を得ることができます。

【このロゴシールが目印】



表記 QR コードから特設サイトへ。
真鯛を使ったレシピ動画を公開中。

また、キャンペーン開始に先駆けて、9月1日夕方放送、Mie ライブ(三重テレビ)にて、橋本純氏(三重県海水養魚協議会会長)生出演による PR を行います。

【放送時間 9月1日 17:40～18:55】

**(告知)全国漁業就業支援フェア 2021
大阪・東京・福岡**

下記日程において、大阪・東京・福岡の3会場で「漁業就業支援フェア2021 漁師の仕事!まるごとイベント」が開催されます。(事前申込不要、入場無料)

開催日・開催場所

【大阪】令和3年9月25日(土)

【東京】令和3年10月2日(土)

【福岡】令和3年10月9日(土)

※新型コロナウイルス感染状況により、やむを得ず開催延期または中止となる場合があります。

※会場等の詳細は「漁師.jp」のホームページにてご確認ください。



漁師の仕事!まるごとイベント
ryoushi.jp 漁業就業支援フェア2021

大阪 09.25 SAT OMMビル	東京 10.02 SAT 都立産業貿易センター	福岡 10.09 SAT JR博多シティ
--------------------------	-------------------------------	----------------------------

**インボイス制度
10月1日より登録申請受付開始**

2023年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、この10月より開始される登録申請を行う必要があります。詳細については、右記QRコード(国税庁HP)から閲覧可能です。

事業者の方へ

**令和3年10月1日
登録申請
受付開始!**

消費税の
インボイス
制度

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

**登録申請手続は、e-Tax
をご利用ください!!**



- ☑ 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。

登録申請書の郵送による提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用・国外事業者用)
- ・適格請求書発行事業者登録簿の登録事項変更届出書
- ・適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書

名称	所在地	管轄地域

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

オンライン説明会を開催

全国どこからでも誰でも参加可能なオンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行ってまいります。

開催日時	定員	費用	説明会サイトへ
説明会サイトに掲載(随時開催)	各回100名(先着順)	無料 (通信費用は実費となります。)	

※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。
※ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenseitbu/invoice_setsumekai.htm

【インボイス制度に関するお問合せ先】
国税庁HP「インボイス制度特設サイト」
URL: <https://www.nta.go.jp/>



(特設サイトへ)

税軽減税率・インボイスコールセンター
【フリーダイヤル】
0120-205-553(無料)
【受付時間】
9:00~17:00(土日祝除く)

本文の無断転載・転用等は固くお断りします。